

議案第47号

清水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和3年6月18日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町介護保険条例の一部を改正する条例

清水町介護保険条例（平成12年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に、「令和2年2月1日以降」を「令和3年4月1日以降」に、「同年2月1日」を「同年4月1日」に改め、同項第1号中「維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第2号中「第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれかの」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの」に改め、同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に申請されている保険料の減免については、なお従前の例による。